

# 2022年度「子ども第三の居場所」

## 実施・募集要項 (2次募集)



常設ケアモデル／学習・生活支援モデル

※設置意思確認書提出期間:2021年10月7日(木)~2022年3月31日(木)

## もくじ

1. ご案内	2
2. 対象となる団体と事業実施体制	2
(1) 対象となる団体	2
(2) 事業実施体制	2
3. 対象となる事業	3
4. 対象となる事業期間	3
5. 募集する居場所数	3
6. 申請期間(設置意思確認書提出期間)	3
7. 事業の要件について	3
8. 助成金概要と募集形態(展開モデル)	3
(1) 助成金概要	3
(2) 募集形態(展開モデル)	4
9. 助成金の詳細	5
(1) 開設費助成金	5
(2) 運営費助成金	7
10. 申請および助成金交付等の手順	8
11. 本事業に関する Q&A	10
(様式1) 2022年度「子ども第三の居場所」設置意思 確認書	13
(様式1) 2022年度「子ども第三の居場所」設置意思 確認書(記入例)	14

## 1. ご案内

すべての子どもたちが、未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことのできる機会と環境を提供することは、大人世代の責任です。

しかし現実には、家庭の抱える困難が複雑・深刻化し、地域のつながりも希薄になる中で、安心して過ごせる居場所がなく、孤立化してしまう子どもも少なくありません。

B&G 財団では、日本財団と連携し、子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「子ども第三の居場所」を全国に拡げます。

ここをハブとして、行政、NPO、住民、企業、研究者と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティをつくることで、「みんなが、みんなの子どもを育てる社会」を目指します。

B&G 財団では、2018年度から本事業に着手し、これまで15カ所(14自治体)に「子ども第三の居場所」を設置、運営を支援してまいりました。このノウハウと海洋センターのプログラム等を活用し、「常設ケアモデル」「学習・生活支援モデル」の2モデルに分け、さらなる拡大を図ってまいります。

子どもたちが安心・安全に過ごし、将来の自立に向けた「生き抜く力」を育みながら、地域とつながる場所づくりのために、ぜひ、設置に向けご検討していただきますようお願いいたします。

## 2. 対象となる団体と事業実施体制

### (1) 対象となる団体

市町村および特別区

※海洋センター所在自治体は、2020年度海洋センター評価がA以上の自治体が対象

※すでに「子ども第三の居場所」設置自治体も対象(2カ所目以降の設置も可能です)

### <事業実施体制について>

実施体制種別	申請団体	開設前(建設時)の実施主体	開設後の運営主体	4年目以降の運営主体
自治体直営	自治体	自治体	自治体	展開モデル問わず自治体主体
外部団体への運営委託	自治体	自治体	自治体	展開モデル問わず自治体主体
外部団体への補助事業	自治体	自治体 or 運営団体	運営団体	展開モデル問わず自治体移管 or 運営団体への補助事業で継続運営

※外部団体への補助事業として展開する場合、株式会社、営利型の一般財団法人および一般社団法人は対象外となります

※開設前(建設時)の実施主体を「運営団体」とする場合、固定資産税は助成対象外となります

※開設前(建設時)の実施主体を「運営団体」とする場合、業者の選定や契約などの実施にあたっては、自治体が運営団体向けに発信する「補助金交付要綱」の中に、「自治体の規程に従って諸手続きを行うこと」などを明記し、適切に手続きを行うようにしてください。(運営団体に発信する前に、補助金交付要綱を財団にご提出いただきます)

### 3. 対象となる事業

#### (1) 「子ども第三の居場所」開設事業

居場所施設の建築（新築可）、改築、増築および居場所施設に設置する家電・什器等の購入など

#### (2) 「子ども第三の居場所」運営事業

居場所の運営

### 4. 対象となる事業期間

助成決定後～2023年3月31日

### 5. 募集する居場所数

15カ所程度

### 6. 設置意思確認書提出期間

2021年10月7日（木）～2022年3月31日（木）

### 7. 事業の要件について

- (1) 教育委員会、福祉部局、子供家庭部局、学校などに点在している子どもに関する情報を共有するため、関係機関の連携体制を構築すること。（事業を推進する運営委員会の設置など）
- (2) 関係機関が連携し、様々な困難に直面する子どもの支援につなげるため、アウトリーチを行うとともに、課題に応じて専門機関につなげること。
- (3) 「生き抜く力」を育むために、食事や歯磨きなどの基本的な①生活習慣や、②自己肯定感・③人や社会と関わる力などの非認知能力を高めるプログラム（海洋センターを活用した体験プログラム等）、また発達段階に応じた④学習支援等を実施すること。
- (4) 子ども支援だけでなく、保護者にも寄り添い、子どもへの対応方法等の相談体制を構築すること。
- (5) 助成終了後（運営開始から4年目以降）は各自治体、運営団体における予算や、各種補助金、寄付などを活用して居場所の運営を継続すること。また、継続運営等に関して、自治体直営および外部団体への運営委託として実施する場合は、自治体とB&G財団による2者協定書、外部団体への補助事業として実施する場合は、自治体、運営団体、B&G財団による3者協定書をそれぞれ取り交わすこと。

### 8. 助成金概要と募集形態（展開モデル）

#### (1) 助成金概要

本募集では施設整備にかかる開設事業と1年目の運営事業を募集します。施設整備にかかる開設事業のみの申請も可能です（事業期間：原則2022年4月1日～2023年3月31日）

前年度の運営実績をふまえ最長3年間の運営助成を行い、4年目以降は自治体主体もしくは運営団体への補助事業として継続運営をしていただきます。

なお、1月以降に運営が開始する場合に限り、4年度目の年度末（3月末日）までを最長助成期間とすることができます。

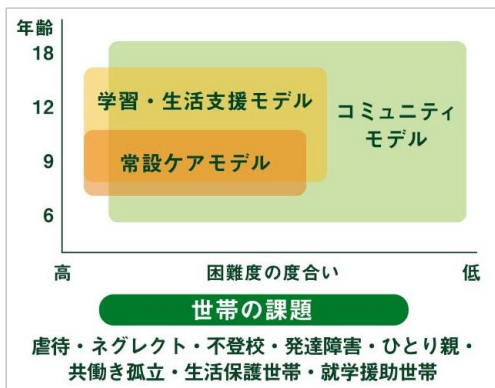
(2) 募集形態(展開モデル)

展開モデル	常設ケアモデル	学習・生活支援モデル
実施内容	週 5 日以上開所し、課題を抱える小学校低学年を中心とする子どもを対象に、子ども一人ひとりに、手厚いスタッフ体制のもとで、学習支援や基本的な生活習慣を身につけるための生活支援、豊かな体験機会の提供等を行う。	既存の「学習・生活支援事業」の拡大など、週 3 日以上開所し、課題を抱える小学校低学年を中心とする子どもを対象に、学習支援に加えて、基本的な生活習慣を身につけるための支援などを行う。
申請例	・週に3日間、子どもの居場所事業を行っているが、週 5 日間(月～金、14:00～20:30※夕食提供あり)子どもを支援できる居場所を作りたい。 ・市内の総合福祉センターの一部を改修して子どもたちに毎日、安心して過ごせる居場所を作りたい。	・毎週土曜に中学生への学習支援事業を公民館で実施しているが、月・木・金曜日は小学生を中心とした生活支援事業を行いたい。 ・放課後児童クラブを運営しているが、月・水・金曜日は開所時間を延長して、生活困窮世帯の小学生に学習支援と夕食支援など生活支援を実施したい。
実施頻度	週5日以上(放課後の時間帯 週25時間以上) ※週7日間の開所など、開所の日数が多い申請を優先的に採択します。	週 3～4 日(放課後の時間帯 週9時間以上)
対象	経済状況や家庭環境に課題を抱える小学生(主に小学校低学年を対象とするが、兄弟姉妹利用等により小学校高学年の受け入れも可)	経済状況や家庭環境に課題を抱える小学生(主に小学校低学年を対象とするが、小学校高学年や中高生の受け入れも可)
人数	定員20名～	定員 20 名～ 1日定員 7 名以上
スタッフ	マネージャー(フルタイム)1名以上 フルタイム1名以上 パートタイムまたはボランティア2名以上 ※計4名以上	マネージャー(フルタイム)1名以上 パートタイムまたはボランティア2名以上 ※計3名以上
運営費助成	月額 80 万円～120 万円	月額 60 万円～80 万円
開設費助成	上限 5,000 万円	上限 5,000 万円
その他	・実施場所の最低延床面積は 90 m <sup>2</sup> とする。建物の賃料は原則助成対象外であるため、自治体が所有している土地、建物など無償で利用できる場所を優先に事業実施を検討すること。 ・手厚い生活支援(食事提供や入浴支援)を行うための設備(キッチンやお風呂)を設けていること。	・実施場所の最低延床面積は 90 m <sup>2</sup> とする。公民館やその他公共施設の時間利用も可。 ・すでに補助金を受けて放課後児童クラブや子どもの学習支援事業を実施している場合、当該事業にかかる費用を除く、「子ども第三の居場所」事業実施にかかる費用のみを助成対象とする。

※マネージャーの役割:

日々、子どもやスタッフに接し居場所を運営するとともに、関係機関との連携や対象者へのアウトリーチほか、スタッフ教育やチームビルディングなど、居場所運営の現場責任者

◆各展開モデルの位置づけ



※B&G 財団では「コミュニティモデル」の募集は行いません。

◆「常設ケアモデル」の一例

- 対象児童 小学校低学年の子ども(計 20 名程度)
- 営業時間 月曜～金曜、放課後～20:00 (帰宅は保護者による送迎)
- 設備仕様 リビング、学習・読書スペース、キッチン 風呂場、相談室
- スタッフ 3～5 名(職員・ボランティア)
- プログラム 居場所提供、生活習慣形成、学習支援、食事提供
- 利用料金 応能負担、ひとり親家庭や生活困窮世帯は基準に該当すれば無償

**とある拠点での1日**

14:00 宿題／個別学習  
15:00 おやつ  
16:00 外遊び or 体験活動  
17:00 わくわく読書タイム  
18:00 夕食  
19:00 自由時間  
20:00 お迎え、保護者とお話し

毎日の宿題だけでなく、一人ひとりに合わせてニガテも無くします。

読書や読み聞かせに加えて、ゲーム形式でみんなで同じ本を読むなどの体験活動も行います。

バランスの良い夕食を毎日提供します。調理や片づけをお手伝いし、皆で食卓を囲みます。

9. 助成金の詳細

(1) 開設費助成金

事業を実施するための居場所の建築(新築可)、改築、増築などの費用、および居場所に設置する家電・什器に係る費用

① 助成金額および助成率

- ・上限 5,000 万円(常設ケアモデルおよび学習・生活支援モデル)
- ・助成率 100%以内
- ・助成パターン

	準備期間	1年目	2年目	3年間
A パターン	開設費助成	運営費助成		
B パターン		開設費助成・運営費助成		

※5,000万円をこえる場合は自治体が負担することが可能です。

※原則として事業費総額 500 万円以上の事業を対象とします。改修、修繕、備品などの購入にかかる費用が 500 万円未満の場合は、運営事業として申請してください。(月額の運営助成金とは別に予算計上してください)

※「Bパターン」は、既存施設の活用等の場合、運営途中に運営内容等を反映し、開設費助成を受けることができます。ただし、改修等の期間中でも運営を継続することが必須条件となります(場所を変えて運営することも可能です)

また、開設費助成の申請は1回に限ります。複数回の申請はできません。

※運営団体への補助事業として、運営団体が主体で施設の建設等を行う場合、固定資産税は助成対象外となります

## ②対象となる経費

- ・建築(新築・改築・増築)に係る直接工事費(外構工事含む)、共通仮設費、現場管理費、設計監理費など
- ・居場所に設置する家電・什器などの購入費
- ・利用児童の送迎用車両購入費(1台)

※基本設計について、助成契約締結以前の基本設計費も対象となります。ただし、助成契約締結日から遡って7ヵ月以内に契約したものに限り。なお、助成契約締結に至らない(辞退や不採択等)場合は、自治体負担となります。

※実施設計について、助成契約締結以前の実施設計費も対象となります。ただし、内示後から助成契約締結日までに契約したものに限り。なお、助成契約締結に至らない(辞退や不採択等)場合は、自治体負担となります。

※既存の公共施設の有効活用をふまえ、既存施設の改修を推奨します。

※送迎用車両の購入について、1年目は1台とし、2台目以降は利用状況に応じた判断となりますのでご相談ください。

※送迎用車両の購入に係る税金・保険料等について、助成終了後、自治体が継続して負担できる内容が助成対象となります。

※送迎用車両には、日本財団が指定するラッピングを行っていただきます。車両ラッピング(後日掲示)を参考にラッピング費用を各自、見積もって予算書に積算してください。

※助成金申請書提出時に財団が確認し、不要と判断したもの(オーバースペック、事業との整合性が取れていないものなど)は、上記の経費も対象外となります。

※既存の放課後児童クラブや学習支援事業等と併設する場合、費用を按分することがあります。

### ③対象外となる経費

- ・土地、建物の購入費
- ・土地・建物の賃料
- ・施設の耐震診断に係る費用
- ・旧施設撤去費
- ・建築工事に係る事務など開設事業で発生する自治体職員等の人件費

※開設前に運営にかかるスタッフ研修などの準備を実施したい場合は、開設月の2か月程度前から運営事業を計画して実施してください

## (2) 運営費助成金

事業を運営するための人件費や事業費

### ①助成金額および助成率

- ・常設ケアモデル：月額80万円～120万円
- ・学習・生活支援モデル：月額60万円～80万円
- ・助成率 100%以内

※助成金額をこえる場合は自治体が負担することが可能です。

### ②対象となる経費

- ・スタッフ、アルバイト等の人件費（法定福利費含む）
- ・給食費、水道光熱費、消耗品費、燃料費、諸謝金、通信運搬費、印刷製本費など居場所運営に係る経費

※車両運転手の人件費について、助成終了後、自治体が継続して負担できる場合に限り助成対象となります。

※助成金申請書提出時に財団が確認し、不要と判断したもの（オーバースペック、事業との整合性が取れていないものなど）は、上記の経費も対象外となります。

※既存の放課後児童クラブや学習支援事業等と併設する場合、既存事業の経費は対象外です。別事業として費用を按分し、申請してください。（按分する際は、根拠資料を併せてご提出ください）

※運営の準備（子ども集め、行政との調整、プログラム企画等）に係る費用は最大2ヵ月分まで運営費として積算可能です。積算する場合は準備内容を具体的に記載してください。（運営開始日は子どもの受入が可能となる日を指します。運営準備の開始が運営の開始日と同じでないことをご留意ください。）

### ③対象外となる経費

- ・居場所に設置する500万円以上の家電・什器購入費（原則として開設費助成金の対象となります）
- ・土地・建物の賃料（ただし、改修時等一時的に発生する場合を除く）



## 10. 申請および助成金交付等の手順

### (1) A パターン: 開設費助成を運営開始前に受ける場合

	項目	内容	期間	実施主体	様式
1	事業説明会の実施	オンラインによる事業・募集説明	随時 希望する場合は B&G 財団に連絡	B&G 財団	
2	設置意思確認書の提出	市区町村長名で設置意思を確認する文書	2021年 10月7日～ 2022年3月 31日	自治体	様式1(13頁)
3	現地調査 (新型コロナウイルスの影響により、オンライン調査の場合あり)	・設置予定場所の確認 ・関係機関の連携、課題を抱える子どもの実態等に関するヒアリング	設置意思確認書提出後すぐ	B&G 財団	
4	一次審査	現地調査等に基づく審査	現地調査後、1か月程度	B&G 財団	
5	助成申請書の提出	提出書類 ・助成申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・平面図(建設担当部署または業者が作成したもの) ・建築工事見積書(建設担当部署の工事費概算または業者の見積書) ※平面図や見積書等の作成にあたり、建築士等に委託する場合、基本設計費用として、助成契約締結日から遡って7ヵ月以内に契約したものは助成対象。ただし、助成契約締結に至らない(辞退や不採択等)場合は、自治体負担。	一次審査終了後、1か月程度 ※平面図および工事見積書取得後、なるべくお早めにご提出ください	自治体	・助成申請書: 様式2(後日提示) ・事業計画書: 様式3(後日提示) ・収支予算書: 様式4(後日提示) ・平面図および建築工事見積書は 様式問わず
7	内示通知	助成申請書に基づく審査・内示	助成申請書提出後、1か月程度	B&G 財団	様式5(後日提示)
8	基本設計図書の提出	基本設計図書(配置図・平面図・立面図)の提出。	内示通知後、2か月程度	自治体	
9	実施設計図書の提出	実施設計図書の提出 ※実施設計費用は、内示後から助成契約締結日まで	基本設計図書提出後、2か月程度	自治体	

		でに契約したものは助成対象。			
10	決定通知・助成契約	実施設計に基づく審査・決定・契約	実施設計図書提出後、1か月程度	B&G 財団	決定通知： 様式6(後日提示)
11	助成決定書授与式	助成契約後、自治体において、B&G 財団役員から市区町村長へ助成決定書を授与	助成決定・助成契約締結後すぐ	B&G 財団	
12	助成金の支払い	助成契約に基づき、助成金の支払い	助成決定書授与式後	B&G 財団	
13	工事入札・着工	各自治体の規定に準じた入札後、着工	助成契約締結後	自治体	
14	運営開始		工事完成後	自治体	

(2) Bパターン: 既存施設を改修・活用し運営を開始。運営途中に開設費助成を受ける場合

	項目	内容	期間	実施主体	様式
1	事業説明会の実施	オンラインによる事業・募集説明	随時 希望する場合は B&G 財団に連絡	B&G 財団	
2	設置意思確認書の提出	市区町村長名で設置意思を確認する文書	2021年 10月7日～ 2022年3月 31日	自治体	様式1(13頁)
3	現地調査 (新型コロナウイルスの影響により、オンライン調査の場合あり)	・設置予定場所の確認 ・関係機関の連携、課題を抱える子どもの実態等に関するヒアリング	設置意思確認書提出後すぐ	B&G 財団	
4	一次審査	現地調査等に基づく審査	現地調査後、1か月程度	B&G 財団	
5	助成申請書の提出	提出書類 ・事業計画書 ・収支予算書 ・マネージャー略歴書	一次審査終了後、1か月程度	自治体	・助成申請書： 様式2(後日提示) ・事業計画書： 様式3(後日提示) ・収支予算書： 様式4(後日提示) ・マネージャー略歴書は様式問わず
8	決定通知・助成契約	助成申請書に基づく審査・決定・契約	助成申請書提出後、1か月程度	B&G 財団	決定通知： 様式6(後日提示)

			※2022 年度以降助成契約締結		
9	助成決定書授与式	助成契約後、自治体において、B&G 財団役員から市区町村長へ助成決定書を授与	助成決定・助成契約締結後すぐ	B&G 財団	
10	助成金の支払い	助成契約に基づき、助成金の支払い	助成決定書授与式後	B&G 財団	
11	運営開始		助成決定・助成契約締結後		

## 11. 本事業に関する Q&A

### (1) 助成制度や対象項目に関すること

質問	回答
「常設ケアモデル」の実施内容にある「生き抜く力の育成を目指したプログラム」とは、具体的にどのような活動ですか。	「自己肯定感」や「人や社会と関わる力」を育むことを目的とした体験活動や集団活動のほか、学習習慣を身に着けるための宿題支援、日常的に子どもと関わる中で、「寄り添い」や「共感」「承認」することなどを想定しています。また、子どもの特性や地域性等を考慮し、各居場所でも有効な実施内容を考案してください。また B&G 財団においても、他の居場所の事例を共有していきます。
開設事業と運営事業を同時に申請できますか。	可能です。例えば、10月から12月は施設の改修を行い、1月から3月までの運営を一つの申請で行うことができます。ただし、今回募集する事業の終了日は、原則 2023年度 3 月末までとなりますので、2023年 3 月末までに開設事業が終わらない場合は、開設事業のみを申請してください。
大がかりな改修は行わず、備品の購入のみの場合も開設事業として申請できますか。	可能です。ただし、備品・什器購入総額が 500 万円未満の場合は、開設事業と運営事業の両方を申請するのではなく、運営事業の経費として備品・什器の購入を計上し、事業を一本化してください。
すでに学習支援事業を実施していますが、生活支援事業を加えて、申請できますか。	可能です。ただし、既存事業との区分け、費用の按分は厳密に行ってください。
「放課後児童クラブ」の開設時間を拡張して実施する場合、申請できますか。	可能です。ただし、既存事業との区分け、費用の按分は厳密に行ってください。
国や県からの補助金、民間団体からの助成金を受けている事業において、開設時間の拡張等を行う場合、申請できますか。	可能です。ただし、既存事業との区分け、費用の按分は厳密に行ってください。
例えば、運営2年目に「学習・生活支援モデル」から「常設ケアモデル」への変更はできますか。	可能です。次年度助成申請時に変更してください。

<p>建築工事が遅れ、助成期間内（2022年度内）に工事完了が難しい場合、助成対象外となりますか。</p> <p>工事完了が2022年度内に間に合わない場合でも申請できますか。</p>	<p>事業開始が2022年度内であれば可能です。申請時は事業終了日を3月31日に設定し、実際の終了予定時期を別途記載してください。採択後、建築状況に応じて事業期間の延長等、別途の手続きまで対応します。また、2022年度内に工事完了が間に合わない場合、運営事業は同時に申請することができませんのでご注意ください。</p>
<p>今回は申請が間に合わないのですが、今後同様の公募はありますか。</p>	<p>あります。「子ども第三の居場所」は2024年まで拠点数の拡大を予定しているため、毎年、本募集に類似した募集を行っていく予定です。ただし、募集要件等は未定ですので、今年度に応募することを推奨します。</p>
<p>海洋センターのミーティングルームを活用した申請は可能ですか。</p>	<p>可能です。ただし、モデル別の実施頻度（例えば、学習・生活支援モデルでは週3～4日間で計9時間以上）を占有できることが条件となります。</p>
<p>運営全般を社会福祉協議会やNPO等へ委託として展開することは可能ですか。</p>	<p>可能です。ただし、完了報告書（収支計算書）には、各経費の支出明細および証憑書類が必要となります。</p>
<p>事業実施に関して、団体への補助事業として展開することは可能ですか。</p>	<p>可能です。ただし、株式会社や営利型の一般社団法人や一般財団法人は対象外となります。また、完了報告書（収支計算書）には、各経費の支出明細および証憑書類のご提出をしていただきます。</p>

(2) 助成対象経費に関すること

<p>子どもの遊び場として庭などを整備する費用は助成の対象ですか。</p>	<p>助成対象です。活動や安全に資する外構・植栽工事は開設費の対象となります。</p>
<p>土地の取得・造成に要する費用は助成の対象ですか。</p>	<p>助成対象外です。</p>
<p>既存施設を解体・撤去し、新たに建築する場合、解体・撤去費用は助成の対象ですか。</p>	<p>助成対象外です。</p>
<p>例えば、子育て支援担当職員が、本事業を兼任する場合、当該職員の人件費は助成の対象ですか。</p>	<p>助成対象外です。</p>

(3) 建築工事に関すること

<p>モデルとなる居場所の設計事例や参考となる平面図等がありますか。</p>	<p>あります。食事空間（「学習・生活支援モデル」は必須ではありません）も含めた設計事例「空間計画のた</p>
--	---

	めのハンドブック」があります。ご希望の方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
居場所の建築工事を行う場合、入札は必要ですか。	必要です。入札方法・参加業者等は、各自治体の規定に準じて入札を行ってください。 また、運営団体への補助事業として実施し、運営団体が主体となって業者の選定や契約等を行う場合は、各自治体が運営団体向けに発信する「補助金交付要綱」の中に、自治体の規程に従って諸手続きを行うことなどを明記し、適切に手続きを行うようにしてください。 なお、「補助金交付要綱」について、内容を確認させていただくため、運営団体に発信する前に財団へご提出ください。
居場所の建築工事を行う場合、どのような手続き・提出書類が必要ですか。	建築工事に必要な手続き・提出書類は以下のとおりです。 ①工事入札結果通知書の提出 入札方法・参加業者・落札者・落札価格等の提出 ②契約内容の変更届（変更がある場合） ③工事施工届の提出 工事請負契約書等の提出 ④助成事業完了報告書の提出 工事着工届・工事完成届・検査調書等の提出 詳細は、助成決定後に発行する「ガイドブック」をご参照ください。
運営団体が建設工事に係る業者の選定や契約等を行う場合、居場所の建設工事に関して自治体による確認等は必要ですか？	必要です。自治体の規程に従って適正に諸手続きを行っているか、計画通りに工事が完了しているかなどを確認してください。
居場所の面積について、制限等がありますか。	各モデルとも居場所の延べ床面積は、最低 90 m <sup>2</sup> としています。

■ 問い合わせ先

B&G 財団 企画部企画課

担当：桐ヶ谷・竹谷・梅木

〒105-8480 東京都港区虎ノ門 3-4-10 虎ノ門 35 森ビル 9 階

電話：03-6402-5311 / FAX：03-6402-5315

Eメール：kikaku@bgf.or.jp

(様式1)  
 <発信番号>  
 <発信日>

公益財団法人  
 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団  
 会長 前田 康吉 様

<都道府県 市区町村名>  
 <市区町村長名 印>

2022年度「子ども第三の居場所」設置意思確認書

当<市・区・町・村>は「子ども第三の居場所」の設置を希望し、下記のとおり検討結果についてお知らせします。

※2ヵ所以上希望する場合は、本様式をコピーし、施設ごとにご提出ください。

項目	回答（選択の場合はあてはまる項目に☑をつけてください）		
<b>展開モデル</b>	<input type="checkbox"/> 常設ケアモデル	<input type="checkbox"/> 学習・生活支援モデル	
<b>運営体制</b> 貴自治体の関わりや協力団体等をお書きください。	<input type="checkbox"/> 自治体直営で運営	<input type="checkbox"/> 外部団体に委託	<input type="checkbox"/> 外部団体への補助事業で運営
<b>主管部署</b>			
<b>協力部署・団体等</b>			
<b>設置場所</b> 隣接施設・住所をお書きください。	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
<b>スケジュール</b> 隣接施設・住所をお書きください。	開設事業	運営事業	
<b>対象となる小学校区</b> 学校名と当該校区を選定した理由をお書きください。			
<b>対象となる小学校区内の対象児童とその母数</b> 対象児童の詳細についてお書きください。（対象が重複しても構いません）	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯（      名）	<input type="checkbox"/> 就学援助受給（      名）	
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給（      名）	<input type="checkbox"/> 不登校（      名）	
	<input type="checkbox"/> 発達障害（      名）	<input type="checkbox"/> 共働きで孤立（      名）	
	<input type="checkbox"/> その他 ※制度や理由、人数を具体的にお書きください		
<b>支援終了後の運営費</b> 支援が終了する4年後以降の財源等についてお書きください。			

※【予算】当初・補正（      月）を予定。

担当者連絡先

氏名（所属・役職）	
電話	
メールアドレス	

# 記入例

(様式1)  
市教第1234号  
2022年8月20日

公益財団法人  
ブルーシー・アンド・グリーンランド財団  
会長 前田 康吉 様

東京都港市  
市長 山田 太郎 印

## 2022年度「子ども第三の居場所」設置意思確認書

当市は「子ども第三の居場所」の設置を希望し、下記のとおり検討結果についてお知らせします。

※2カ所以上希望する場合は、本様式をコピーし、施設ごとにご提出ください。

項目	回答（選択の場合はあてはまる項目に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください）		
<b>展開モデル</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 常設ケアモデル	<input type="checkbox"/> 学習・生活支援モデル	
<b>運営体制</b> 貴自治体の関わりや協力団体等をお書きください。	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体直営で運営	<input type="checkbox"/> 外部団体に委託	<input type="checkbox"/> 外部団体への補助事業で運営
	例1) 子育て支援課と教育委員会ほか、児童相談所・B&G指導者会・教員OB会が参画する実行委員会を組織する。 例2) 福祉課が運営団体である社会福祉協議会を支援し、民生・児童委員等が協力する。		
<b>主管部署</b>	健康福祉部子育て支援課		
<b>協力部署・団体等</b>	教育委員会総務課、教育委員会学校教育課、健康福祉部福祉課、港児童相談所、港市社会福祉協議会、NPO法人港子育て会		
<b>設置場所</b> 隣接施設・住所をお書きください。	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
	例1) 海洋センターの駐車場に新築する。(東京都港市虎ノ門3-4) 例2) 湊小学校に隣接の保健センターを改築する。(東京都港市神谷町3-10)		
<b>スケジュール</b> 隣接施設・住所をお書きください。	開設事業	運営事業	
	2022年9月1日～2023年3月31日	2023年4月1日～2025年3月31日	
<b>対象となる小学校区</b> 学校名と当該校区を選定した理由をお書きください。	〇〇小学校（実態調査の結果当該校区に生活困窮世帯の児童が市内でもっとも多い〇名いることが分かったため。）		
<b>対象となる小学校区内の対象児童とその母数</b> 対象児童の詳細についてお書きください。(対象が重複しても構いません)	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯（     名）	<input checked="" type="checkbox"/> 就学援助受給（ 120名）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 児童扶養手当受給（ 98名）	<input checked="" type="checkbox"/> 不登校（ 12名）	
	<input type="checkbox"/> 発達障害（     名）	<input type="checkbox"/> 共働きで孤立（ 10名）	
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ※制度や理由、人数を具体的にお書きください ネグレクト・虐待が疑われる児童（3名）		
<b>支援終了後の運営費</b> 支援が終了する4年後以降の財源等についてお書きください。	例1) 利用料と市一般会計で運営する。 例2) 利用料と放課後児童クラブ事業補助金を活用する。		

※【予算】(当初)・補正（     月）を予定

担当者連絡先

氏名（所属・役職）	桐ヶ谷尚洋（企画部・係長）
電話	03-6402-5311
メールアドレス	n_kirigaya@bgf.or.jp

